

柏原市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年柏原市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	柏原市
4. 届出番号	6
5. 独自利用事務の事例番号	9-1：子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	柏原市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年柏原市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		柏原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年柏原市条例第27号)別表第1第5の項 柏原市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年柏原市条例第21号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第1条	柏原市子どもの医療費の助成に関する条例（平成5年柏原市条例第21号）第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て（児童）は、（児童）の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の（健やかな成長）及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この条例は、（子ども）に係る医療費の一部を助成することにより、（子ども）の(健全な育成)に寄与し、もって(児童福祉の向上)を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		柏原市子ども医療費の助成に関する条例(平成5年柏原市条例第21号) 柏原市子ども医療費の助成に関する条例施行規則(平成5年柏原市規則第19号) 大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号	柏原市こども医療費の助成に関する条例第4条第1項及び第2項
事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	こども医療費の助成の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ニ	柏原市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則第3条及び大阪府市町村乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ1	柏原市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ2	柏原市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報	船員保険法による保険給付の資格者等に関する情報
特定個人情報4		

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ3	柏原市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報	国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報

特定個人情報5

①根拠規定	番号法別表第二主務省令8条 項1号ハ5	柏原市こどもの医療費の助成に関する条例施行規則第3条
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める特定個人情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報	共済組合等に関する保険給付の資格者等に関する情報

備考	
----	--

届出情報

届出日	2023年12月25日
独自利用事務の対象者	こども医療受給者
番号法第9条第2項の条例に規定した日	2015年12月28日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	21
保護評価書の名称	こども医療費の助成に関する事務
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E5%A4%A7%E9%98%AA%E5%8A%9C%E6%9F%8F%E5%8E%9F%E5%B8%82%E9%95%B7&ev_name=%E3%81%93%E3%81%A9%E3%82%82&ev_type=2&ev_type=3&ev_type=4&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=11&opn_date_from_day=1&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=5&opn_date_to_month=12&opn_date_to_day=25&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2
委任関係	